

業務委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和7年1月31日

奈良県みんなでののしむ大芸術祭実行委員会
会 長 山 下 真

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度奈良県みんなでののしむ大芸術祭「みんな アート・ライブ」等開催業務

(2) 業務の目的

奈良県では、『「みんな」が参加し、「たのしむ」ことができる芸術祭』をコンセプトに、令和7年9月1日から11月30日までの3ヶ月間にわたり、「奈良県みんなでののしむ大芸術祭（みんな）」を開催する。

本業務では、県内で芸術文化活動をしている個人・団体に対して、発表の場を創出するほか、より多くの人々が芸術文化に触れる機会を設け、にぎわいを創出することを目的とする。

(3) 業務の内容

- (1) みんな アート・ライブの企画・実施
- (2) 県民きらめきステージ in なら歴史芸術文化村の企画・実施
- (3) 公募出演団体の選考、調整
- (4) その他

(4) 委託上限額

予算額 6,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

※当実行委員会に対する県負担金に係る県予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当実行委員会は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する令和7年度奈良県みんなでののしむ大芸術祭「みんな アート・ライブ」等開催業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

2. 参加資格

(1) 参加資格要件

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者又は本業務の受託のために結成された共同企業体とする。

共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が、次に掲げる①～⑫に示す参加資格の要件を満たしている者であること。また、代表者又は構成員のいずれかが⑬に示す参加資格の要件を満たしている者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 本件業務の参加表明書提出の日から選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- ⑤ 銀行の取引

停止、又は差押えを受けていない者であること。

- ⑤ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦ 奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目Q5「役務の提供（広告・イベント業務）」に登録されていること。
- ⑧ 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑨ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑩ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑫ ⑩及び⑪に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑬ 同種又は類似の業務を過去5年間（令和2年2月1日～令和7年1月31日）に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

（2）共同企業体の参加に係る留意点

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。
- ② 代表者及び構成員の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ③ 業務の履行形態に応じた共同企業体協定書を事務局に提出すること。
- ④ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ⑤ 代表者及び構成員を変更することはできない。

3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- （2）複数の企画提案書等を提出したとき。
- （3）提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- （4）提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- （5）企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- （6）そのほか不正な行為があったとき。

4. 手続等

（1）事務局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会事務局

(奈良県地域創造部創造部文化振興課内)

電話番号 0742-27-8488

FAX 0742-27-8481

Mail : bunka@nara-arts.com

(2) 仕様書、公募型プロポーザル説明書等の配布

令和7年1月31日(金)から同年2月21日(金)17時までの間に、(1)の事務局で配布するほか、奈良県地域創造部文化振興課のホームページからダウンロードするものとする。

(3) 参加表明書、企画提案書等の提出

(2)により配布する公募型プロポーザル説明書に示すところによる。

(4) 質問の受付等

(2)により配布する公募型プロポーザル説明書に示すところによる。

5. 受託者の選定

4の(2)により配布する公募型プロポーザル説明書に示すところによる。

6. その他

(1)本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2)提出された企画提案書等は返却しない。

(3)その他については仕様書、公募型プロポーザル説明書に示すところによる。

以 上